

令和7年6月24日

鳴尾浜連絡会 会員各位

鳴尾浜連絡会事務局

**令和7年度西宮市中小企業従業員表彰について**  
**【西宮市商工課より】**

西宮市商工課より、「令和7年度西宮市中小企業従業員表彰」についてのご案内がありました。

添付リーフレットにありますとおり、西宮市内における中小企業の事業所および中小企業団体の事務所に勤務する従業員に対し、勤労意欲の高揚を図るとともに商工業の振興に寄与することを目的として永年勤続及び優良従業員に対し、西宮市が表彰する制度になります。

表彰対象者・推薦方法は添付資料にありますので、ご参照の上、ご希望のかたは推薦締切日【8月15日(金)】までに、応募してください。

**【添付資料】**

- 令和7年度西宮市中小企業従業員表彰（リーフレット）
- 表彰推薦の資格等（注意事項）

以 上

※本文書は、鳴尾浜連絡会ホームページに掲載いたします。

令和7年度

# 西宮市中小企業従業員表彰

候補者の推薦を受け付けます！



西宮市では、市内における中小企業の事業所および中小企業団体の事務所に勤務する従業員に対し、勤労意欲の高揚を図るとともに商工業の振興に寄与することを目的として永年勤続及び優良従業員への表彰を実施しています。

本表彰制度では次の部門において審査の上、表彰者を決定します。

## 特別永年勤続者

35年以上の永きにわたって良好な成績で勤務された方

## 永年勤続者

20年以上の永きにわたって良好な成績で勤務された方

## 優良従業員

- ① 10年以上の永きにわたって良好な成績で勤務された方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有する方で5年以上にわたって模範的な職業人として良好な成績で勤務された方

## 表彰対象者

表彰対象者は、日本標準産業分類の「卸売業」「小売業」「不動産業」「情報通信業」「運輸業」「サービス業」、「鉱業」「建設業」「製造業」等に属する事業を営む西宮市内の中小企業の事業所等に勤務する従業員です。

※次の方は表彰対象外

- ① 法人事業者の代表者及び役員
- ② 個人事業者の事業主、事業主の配偶者、事業主と親子関係にある方(独立の生計を営むものを除く)

## 推薦締切日

8月15日(金)

※郵送の場合は消印有効

## 表彰式

11月12日(水) 午前中

場所: 西宮市勤労会館 1階ホール(西宮市松原町2-37)

## 表彰基準・推薦方法

### ◆表彰基準

裏面『表彰推薦の資格等(注意事項)』及び『西宮市中小企業従業員表彰要綱』(※)のとおり。

### ◆推薦方法

市のホームページ(※)から以下の①②のいずれかの方法でご推薦ください。

- ① インターネットから直接申請
- ② 市指定の推薦書をダウンロードして記入し、メールあるいは郵送・FAXにて申請

(※) 西宮市のホームページ>事業者向け情報  
>産業振興>顕彰・表彰制度  
>西宮市中小企業振興功労者及び従業員表彰式  
>令和7年度 西宮市中小企業従業員表彰のご案内  
(ページ番号: 96024513)



連絡先: 西宮市役所 商工課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3(本庁舎8F)  
TEL: 0798-35-3641 FAX: 0798-35-4045

## 表彰推薦の資格等（注意事項）

1 西宮市内の中小企業の事業所等に勤務する下記要件に該当する従業員（西宮市外に居住でも可）を推薦して下さい。

2 中小企業の範囲（中小企業基本法第2条の規定を適用）

産業分類	①資本金・出資金	②従業員数
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業等 （情報通信業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下

（注）①資本金・出資金又は②従業員数のどちらかが範囲内であること。

3 被表彰者の資格

(1) 勤続年数

① 特別永年勤続者 35年以上

② 永年勤続者 20年以上

③ 優良従業員

(1) 10年以上

(2) 障害のある方 5年以上

（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する人）

(2) 次の方は表彰できません

① 法人事業者の代表者及び役員

② 個人事業者の事業主、事業主の配偶者、事業主と親子関係にある方（独立の生計を営む者を除く。）

4 被表彰者の決定 表彰要件を審査のうえ決定し、9月末頃にご連絡いたします。

5 推薦締切日 令和7(2025)年 8月15日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

6 表 彰 式 令和7(2025)年11月12日（水）に行う予定です。